

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 5 年 3 月 29 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第13号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則
保健所長に対する事務委任に関する規則（平成 9 年秋田市規則第64号）
の一部を次のように改正する。

別表第 9 項第 2 号中「第44条の 7 第 1 項」を「第44条の11第 1 項」に改
め、同項第 3 号中「第44条の 7 第 3 項」を「第44条の11第 3 項」に改め、
同表第10項第 2 号中「および第 3 項」を「から第 3 項まで」に改め、同表
中第29項を第30項とし、第28項の次に次の 1 項を加える。

29 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係

- (1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第
57号。以下この項において「法」という。）第15条第 2 項に定める
輸出証明書（と畜場および食鳥処理場ならびにこれらに併設して営
業する食肉処理業の施設において処理された食肉に係るものを除く。
以下この項において同じ。）の発行に関する事項
- (2) 法第17条第 2 項に定める適合施設（と畜場および食鳥処理場なら
びにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設を除く。以下この
項において同じ。）の認定に関する事項
- (3) 法第17条第 4 項に定める適合施設の認定要件に係る確認に関する
事項
- (4) 法第17条第 5 項に定める適合施設の改善を求めることおよび適合
施設の認定の取消しに関する事項
- (5) 法第53条第 2 項に定める報告等を求めること又は立入調査等に関

する事項

(6) 法第53条第5項に定める輸出証明書の発行又は適合施設の認定の
取消しに関する事項

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。